

## NHK衛星契約受信料団体一括支払

●重要● 下記の注意事項を必ずご確認ください

NHK放送受信契約（NHKとお客様との間の契約）

	受信料の対象チャンネル
地上契約	NHK 総合・E テレ
衛星契約	NHK 総合・E テレ・NHK BS・NHK BS プレミアム 4K

←団体一括支払対象

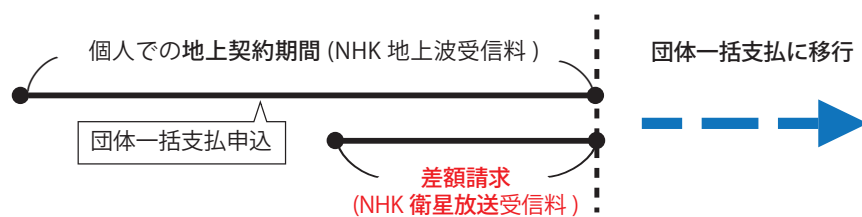
「団体一括支払」とはケーブルテレビご加入者様が、衛星契約受信料をお得にお支払いいただけるサービスです。お申し込みにあたり、注意事項を必ずお読みください。

- ① ご利用いただける方は、豊橋ケーブルネットワークが送信している衛星放送を受信されている方で、利用料と合せてNHK受信料のお支払いを了承された場合に限りです。
- ② NHK受信料は、お申し込み受理後、各偶数月分からご希望の「お支払いコース」によりご請求させていただきます。ただし、NHK受信料を前払いされている方は、原則として前払い終了後から「団体一括支払」による受信料割引が適用されます。なお、事務処理上の都合により、お申込みの翌偶数月分からのご請求ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ③ 受信料は、NHKの指定日に豊橋ケーブルネットワークが一括払いいたします。NHKの領収証は発行されません。
- ④ 新たに衛星契約を締結される場合は地上放送料金との差額請求が発生する場合があります。
- ⑤ 2回続けて引落し不能の場合、団体一括支払適用外となります。
- ⑥ 消費税を含みます。
- ⑦ 家族割引・半額免除を適用する料額は異なります。

### これまで個人でNHK受信料を支払われてきた方へ

- 個人でのお支払いが【地上契約】だった方は、【衛星契約】へ契約内容が変更となります。
- 個人でのお支払いが【地上契約】だった方は、【地上契約】と【衛星契約】の差額請求が発生する場合があります。差額請求には団体一括支払の割引は適用されません。

(例)



- 現在のNHK名義とティーズ名義が相違している場合はNHKから名義確認のお電話があります。名義が相違したままですと二重払いとなる可能性があります。
- 現在NHK受信料を前払いされている場合は「団体一括支払」による割引が適用されるのは、個人で結ばれた支払期間の終了後からになります。
- お申込後、NHKBS・BSプレミアム4Kで放送設置確認メッセージが表示される方はメッセージ消去のご連絡をお願いします。

お客様のこれまでの契約内容や受信料については、NHK受信料窓口へお問合せください  
NHK名古屋中央営業センター 電話052-952-7268（平日のみ10時～17時）